

(参考資料①) 国の無電柱化推進計画の主な内容

項目	主な内容
<p>基本的方針</p>	<p>【無電柱化の対象道路】</p> <p>① 防災 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の拡大の防止を図るために必要な道路</p> <p>② 安全・円滑な交通確保 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律に基づく特定道路、移動等円滑化基本構想に位置づけられた生活関連経路その他駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、人通りの多い商店街等、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路</p> <p>③ 景観形成・観光振興 世界遺産・日本遺産等の周辺や重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、景観条例等に位置付けられた地域、エコパーク・ジオパークその他著名な観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路</p> <p>④ オリンピック・パラリンピック関連 センター・コア・エリア内の道路</p> <p>【無電柱化の手法】</p> <p>① 地中化方式 電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式</p> <p>② 地中化方式以外の手法 軒下配線方式、裏配線方式</p>
<p>計画の期間</p>	<p>3年間 ※ 平成30(2018)年度から令和2(2020)年度</p>
<p>目標</p>	<p>① 防災 都市部(DID)内の第1次緊急輸送道路の無電柱化率を34%→42%</p> <p>② 安全・円滑な交通確保 バリアフリー化の必要な特定道路の無電柱化率を15%→51%</p> <p>③ 景観形成・観光振興 世界文化遺産周辺の地区を代表する道路の無電柱化率を37%→79% 重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路の無電柱化率を26%→74% 景観法に基づく景観地区等を代表する道路の無電柱化率を56%→70%</p> <p>④ オリンピック・パラリンピック関連 センター・コア・エリア内の幹線道路の無電柱化率を92%→完了</p>

(参考資料②) 東京都の無電柱化計画の主な内容

項目	主な内容
基本の方針	<p>【優先的に整備する道路】</p> <p>a) 計画幅員で完成している都道 歩道幅員が2.5m以上の都道(現道)を優先的に無電柱化</p> <p>b) 新設・拡幅整備を行う都道</p> <p>i) 都市計画道路の新設・拡幅に伴う無電柱化 道路の整備と同時に無電柱化を実施</p> <p>ii) その他拡幅事業等に伴う無電柱化 既設の都道で歩道設置事業や交差点すいすい事業などを実施する場合は、原則として同時に無電柱化を実施</p> <p>iii) 面的整備に伴う無電柱化 土地区画整理事業・市街地再開発事業等で都道を整備する際は、無電柱化を実施</p> <p>【無電柱化の手法】 都道の無電柱化は、電線共同溝方式を基本として整備を推進</p>
計画の期間	<p>10年間 平成30(2018)年度から令和9(2027)年度</p>
目標	<p>① 都市防災機能の強化 環状7号線の内側エリアの第1次緊急輸送道路や、区市町村の庁舎・災害拠点病院など災害時や災害復旧時の拠点となる施設を結ぶ、計画幅員で完成している歩道幅員2.5m以上の全ての都道で無電柱化事業に着手</p> <p>② 安全で快適な歩行空間の確保 優先的に整備する路線の無電柱化を進めるとともに、道幅の狭い道路での整備手法を確立</p> <p>③ 良好な都市景観の創出 主要駅や観光地周辺等の整備を進めるとともに、山間部や島しょ部における整備手法の確立とモデル路線での整備</p> <p>④ 面的な無電柱化に向けた取組 ・「無電柱化チャレンジ支援事業」等の活用によるモデル路線の実施事例をもとに実施個所を拡大し、区市町村がこれまで以上に主体的・積極的に事業を推進 ・立地特性や周辺のみちづくりと連動した無電柱化が図れるよう制度を見直し、民間事業者等による取り組みをこれまで以上に展開</p> <p>⑤ コスト縮減(技術開発の推進) これまで以上に関係事業者と連携し、整備コストを1/3カット</p> <p>⑥ 都民理解の促進(事業PR) 無電柱化による防災性の向上などの効果を浸透させ、無電柱化の重要性について理解と関心を高める</p>

(参考資料③) 用語解説

- あ** 裏配線方式(うらはいせんほうしき)
裏通りへ電柱・電線類を移設する方式
- か** 緊急道路障害物除去路線(きんきゅうどうろしょうがいぶつじょきょろせん)
震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、落下倒壊物などの除去や簡易な応急復旧対策を優先的に行うあらかじめ指定された路線
- 広域避難場所(こういきひなんばしょ)
地方自治体が指定する地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所
- 小型ボックス活用埋設方式(こがたぼっくすかつようまいせつほうしき)
小型化したボックス内にケーブルを埋設することで無電柱化を行う手法
- さ** 自治体管路方式(じちたいかんろほうしき)
管路設備を地方公共団体、残りを電線管理者が整備する方式
- た** 単独地中化方式(たんどくちちゅうかほうしき)
電線管理者が単独で整備する方式
- 直接埋設方式(ちよくせつまいせつほうしき)
ケーブルを地中に直接埋設することで無電柱化を行う手法
- 電線共同溝(でんせんきょうどうこう)
道路の地下空間を活用して、電力線、通信線等をまとめて収容する施設
- 電線共同溝方式(でんせんきょうどうこうほうしき)
道路管理者が電線共同溝、電線管理者が電線・地上機器を整備する方式
- 都市計画道路(としけいかくどうろ)
都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するための最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路
- な** 軒下配線方式(のきしたはいせんほうしき)
建物の軒等を活用して電線類を配線する方式
- は** 避難場所(ひなんばしょ)
地方自治体が指定する被災者を一時的に受け入れ、保護するための施設・場所
- ま** 無電柱化(むでんちゅうか)
道路上から電柱をなくすこと
- や** 要請者負担方式(ようせいしゃふたんほうしき)
無電柱化の優先度が低いとされる地域で要請者の全額負担で整備する方式

東村山市無電柱化推進計画

令和3年2月

東村山市 まちづくり部 道路河川課

〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3

電話 : 042-393-5111 (代表)

FAX : 042-393-6846

E-Mail : doro@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

URL : <https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp>